平成３０年（フ）第１８７号
広島県安芸郡府中町浜田２丁目10番６－401号
債務者　浅野　理香（旧姓醍醐）
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２７１号
広島市中区西川口町４番13－101号
債務者　入道　大輔
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３６号
山口県下関市山の田東町３番16号　フリーデＩＷＡＳＥ　102号
債務者　鈴木　雄揮
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第３２号
福岡県飯塚市綱分1308番地19　Ｎコーポ庄内101号
債務者　穴井伊津美
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第７１号
宮崎市出来島町35番地２　第１野中コーポ201号、前住所宮崎市高洲町174番地３　福富アパート102号
債務者　山本　　誠
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４８号
宮崎県小林市真方447番地26　みずほ荘５号
債務者　安田　友子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第５３２号
鹿児島県鹿児島市武１丁目23番24号２Ｆ
債務者　山田志眞子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第３６号
北海道小樽市石山町17番16号、前住所北海道小樽市清水町14番15号　グリーンバレー
債務者　成田　研司
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第３９号
長野県松本市並柳４丁目５番Ｂ２－28号
債務者　杉江加代子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第２１２号
京都市右京区太秦開日町21番地５　Ｐｌｅａｓａｎｔ　Ｖｉｌｌａ開日Ｄ棟　101
債務者　川瀬　克美
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２１６号
京都市南区吉祥院東前田町24番地２　東前田荘１号
債務者　山口あや子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２５３号
京都市右京区西京極新田町17番地１　西京極市営住宅８棟306号
債務者　山本　洋子（旧姓杉田）
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３０３号
京都市西京区下津林中島町１番地237
債務者　松本修一郎
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２４６号
神戸市北区甲栄台４丁目２番15－707号
債務者　お好み焼北町こと　城間　峰子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２５０号
神戸市中央区八雲通５丁目４番２号、従前の住所東京都世田谷区池尻４丁目14番８号　小溝コーポ101
債務者　新井　　慶
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２５５号
神戸市北区有野町唐櫃2931番地の11
債務者　和田美装こと　和田　陸也
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２５９号
兵庫県三田市三輪１丁目５番28号　花園荘６号
債務者　西村　俊之
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６３号
徳島県徳島市新浜町２丁目４番25－103号　シティーコート新浜
債務者　東　　純子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
徳島地方裁判所民事部